

沼津市の企業立地支援制度

用地取得

静岡県・沼津市 協調補助

制 度	沼津市企業立地促進事業費補助金 静岡県地域産業立地事業費補助金	
対象地域	市内全域	
対象業種	製造業(工場等)、物流施設	研究所、ソフトウェア業
要 件	○用地取得 1,000 ㎡以上 ○当該事業所の従業員数が業務開始時に 10 人以上 (パート等は 1/2 換算) ○研究施設の床面積 200 ㎡以上 ○研究員の人数が業務開始時に5人以上 ○用地取得後 3 年以内(未造成地は 5 年以内)に業務開始 ○既に県内に事業所がある企業等は、県内全従業員数の増加が業務開始時に1人以上、もしくは(初回、2 回目以降は設備投資 5 億円以上)雇用数維持し、生産性 10%以上向上	
対象経費補助率	○用地取得費の 20%以内(成長分野は 30%以内) (ふじのくにフロンティア推進区域等は 30%以内(成長分野は 40%以内)) ○新規雇用の従業員(市内居住者に限る) 1 人(パート等は 1/2 換算)につき 100 万円	
限度額	2億円(成長分野は3億円) (ふじのくにフロンティア推進区域等は3億円(成長分野は4億円))	
その他	○2回目以降は、設備投資額5億円以上(研究所等は1億円以上)※県と協調の場合 ○設備投資額の要件を満たせない場合は、市単独での補助となり、補助率・補助額・限度額は上記の2分の1(※ふじのくにフロンティア推進区域等及び成長分野の適用なし) ○従業員数を3年間維持する	
問 合 せ	沼津市 産業戦略推進室 ☎055-934-4744	

設備投資

沼津市独自

制 度	沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金
対象地域	市内全域
対 象 者	○薬機法に基づく医薬品・医療機器の製造販売・製造業の許可・登録を得ている企業で、市内で専ら医療関連製品の製造を行う施設を設置する事業者 ○医学・薬学研究の用に供する施設、医薬品・医療機器等製造の分野に係る開発・研究を行う施設を設置する事業者
要 件	○工場等の取得後3年以内に業務開始 ○従業員の増加
対象経費補助率	○建物の設置(新築・増築・既存物件購入・改修)に要する経費 ○機械設備の取得に要する経費 上記補助対象経費の 10%以内
限度額	1億円
そ の 他	○交付は原則 1 企業につき 1 回限り ○従業員数を 3 年間維持する
問 合 せ	沼津市 産業戦略推進室 ☎055-934-4744

設備投資

静岡県 共通

制 度	静岡県新規産業立地事業費補助金		
対象地域	県内全域		
対象業種	製造業(工場等)	物流施設	研究所
要 件	【設備投資額】 ○5億円以上(雇用増又は生産性向上)		【設備投資額】○1億円以上(雇用増) ○研究員5人以上 ○研究施設の床面積 200 ㎡以上 ○事業着手後2年以内の業務開始(用地取得の場合 造成地3年以内、未造成地5年以内)
対象経費補助率	○建物建設費、機械設備購入費、安全対策費 補助対象経費の7%以内 (成長分野製造業・研究所は 10%以内)		
限度額	7億円(成長分野製造業・研究所は 10 億円) + α		
そ の 他	○沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金・沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金との重複適用は不可		
問 合 せ	静岡県企業立地推進課 ☎054-221-3262		

設備投資

沼津市独自

制 度	沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金		
対象地域	市内全域		
対象業種	製造業(工場等)	物流施設	研究所
要 件	【設備投資額】 ○1億円以上(雇用増)		【設備投資額】○1億円以上(雇用増) ○研究員5人以上 ○研究施設の床面積 200 ㎡以上 ○事業着手後2年以内の業務開始 ○中小企業基本法に規定する中小企業者であること
対象経費補助率	○建物建設費(新築・増築)及び機械設備購入費(新規購入に限る) 補助対象経費の3.5%以内 (市外からの転入、成長分野製造業・研究所は5%以内)		
限度額	1,750 万円(市外からの転入、成長分野製造業・研究所は 2,500 万円)		
そ の 他	○沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金・静岡県新規産業立地事業費補助金との重複適用は不可 ○従業員数を3年間維持する		
問 合 せ	沼津市 産業戦略推進室 ☎055-934-4744		